

平成29年第5回上三川町議会定例会会議録

平成29年12月6日（水）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 それでは、おはようございます。早速ではありますけれども、ただいまより、通告順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画について3項目、お伺いします。

日本各地の地方公共団体において、厳しい財政環境や今後の人口減少等を背景に、公共施設の老朽化対策は大きな課題となっています。そのような状況を受けて、国は各地方公共団体に対して、公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うよう、公共施設等総合管理計画の策定要請があり、本町においても3月に上三川町公共施設等総合管理計画の策定を行いました。本計画によりますと、公共施設等にかかわる中長期的な経費の見込みは、現在の公共施設等の数量、規模を著しく維持していく場合の更新、改修費用は、公共施設、箱ものでは、今後30年間で約345億円、年平均で約11億5,000万円、都市基盤建設施設、インフラでは今後30年間で約629億円、年平均21億円が必要になり、箱ものとインフラ全体では、今後30年間で約974億円となり、年平均で約32億5,000万円が必要となることから、公共施設等総合管理計画にあります。

そこで質問ですが、1点目に、本計画における公共施設等の管理に関する基本方針について、改めて町長の見解を伺いたい。

2つ目に、個別施設計画策定の進捗状況はどうか、伺いたい。

3つ目に、今後、公共施設等の維持管理に多額な費用が見込まれているが、どのように対処するのか、伺いたい。

以上3項目になります。よろしくお願ひします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

公共施設等につきましては、全国的に老朽化対策が大きな課題となっております。本町におきましても、その対策として、今年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、次の3つの基本方針を柱として公共施設等の管理を進めていく考えでございます。

1つ目は、「安全・安心の確保」になります。内容としましては、点検・診断等に基づく予防保全型の維持管理により、実態を把握し、必要な措置を実施することによって、施設及び施設利用者の安全・安心の確保に取り組みます。

2つ目は、「施設規模・配置・機能等の適正化」になります。内容といたしましては、社会情勢の変化や町民ニーズ等に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模・配置・機能等の適正化に取り組みます。

3つ目は、「コスト及び財政負担の縮減」になります。内容としましては、計画的な維持管理と長寿命化の推進等により、施設の運営や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減及び財政負担の平準化に取り組みます。

以上の基本方針を柱としまして、数値目標を、今後30年間で、更新及び改修等に係る経費を30%削減することとし、計画を進めてまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

個別施設計画につきましては、今回策定いたしました総合管理計画の目標を達成するため、各施設の具体的な対応方針を定めるものでございます。現在、個別施設計画の策定に向け、各施設所管課等におきまして、施設の長寿命化を図るための経費等の調査を実施しているところでございます。今後、全ての公共施設を対象に、総合的かつ計画的なマネジメントを行い、公共施設等総合管理計画に基づいた個別計画を、平成32年度をめどに策定を進めていきたいと考えております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

今後、公共施設等を現状の規模または機能のまま維持管理していきまると、議員ご指摘のとおり、多額の費用を要すると見込んでおります。

これまで申し上げました基本方針に基づいた取り組み、個別施設計画に基づいた公共施設マネジメントを着実に実施し、施設の質と量の適正化とトータルコストの縮減・平準化により財政負担の軽減を図っていききたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、再質に入らせていただきます。

個別計画の作成に向けて現在、各施設の調査をしている段階であって、総合的かつ計画的なマネジメントを行い、平成32年度をめどに作成しているということですが、公共施設マネジメントについては、計画の中で、町全体での取り組みとして、情報を横断的に把握し、施設データの一元化を行い、各施設の所管部署との協議や調整、情報共有を図りながら実施していくとあります。具体的にはどのよ

うに公共施設マネジメント体制を構築し、そのスケジュールはどのように予定しているのか、お伺いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 個別の計画につきましては、担当の建築課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 公共施設のマネジメントにつきましては、町全体の取り組みとなるため、各施設所管課に、財政担当課を含めましてマネジメント委員会等の組織を設置いたしまして、今後、マネジメントを進めていく予定でございます。

また、先ほど町長の答弁にもございましたように、現在進めております各施設の長寿命化の経費等の調査がまとまり次第、協議に入りまして、平成32年度をめどに個別計画のほうをまとめていきたいと考えております。また、その後につきましては、定期的に見直しを行いながら、目標に向けまして計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、先ほど答弁がありました基本計画のコストと財政負担の縮減に向けては、施設規模、配置、機能等の適正化の運用が重要と考えます。現在ある公共施設を全て建て替え、更新することを前提とせず、住民ニーズの変更や人口、社会情勢を踏まえ、施設の必要性を再検討し、更新時期を捉えた施設の統廃合による多機能化、集約化、場合によっては施設の廃止も考えていかないと、コストと財政負担の縮減は達成できないと考えますが、どのようにお考えされているのか、お伺いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今後、設置を予定しておりますマネジメント委員会等で、各施設の利用や需要の実態、見通し等を踏まえまして、施設の統廃合につきましては研究・検討をしてみたいと考えております。また、本町に適しました規模、配置等につきまして、来年度には協議のほうを始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 来年度から協議を始めるということですので、早急に始めていかないと、先ほど申したとおり、かなりの町の負担がかかっていくんじゃないかなと思いますので、よろしくお伺いします。

じゃあ次に、施設の質と量の適正化とトータルコストの縮減、平準化により財政負担の軽減を図るということですが、例えば、統廃合を行うには、調整ですとか、決定、また実施するまでですね、かなり時間がかかると思います。その間は財政負担が軽減されませんので、財政不足に対応する公共施設の維持管理をするために、例えば、基金を創設するなどして、早目、早目に将来の財源不足に備える必要があるというふうに思いますが、その辺はどのようなお考えなのか、これは町長に答弁いただけた

らなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 財源不足に備えるために基金の創設というお話であります。今後、今の施設を維持管理していくためには、新たな施策を盛り込んで、例えば、新工法とか新技術などを盛り込んで長寿命化とか、そういった対応をしたとしても、かなり多額の必要がかかることは予想されます。基金については、その対応策として、非常に重要なことだと考えておまして、今、実は検討をしているところでもあります。今、内容を詰めている段階でございますが、なるべく早く基金については、来年中ぐらいには議会のほうに上程させていただいて、基金の創設についてご相談申し上げたいというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。先ほど申したとおり、今後30年間、相当な額が必要になってくるというふうに、この計画書の中にもうたわれているので、すごく心配しているところでもあります。それですので、将来に向けて、安心・安全で維持可能な公共施設等の管理を実現するために、例えば、基金という話をしましたけれども、今ご検討されているということなので、ぜひ、創設し、またもっと有効な手段があれば、そちらのほうもご検討いただいて、公共施設マネジメントをしっかりとお願いしたいなというふうに思います。ということで、1つ目の質問を終了させていただきます。

それでは、引き続きまして2つ目の質問に入ります。次に、栃木国体の実施について、4項目伺います。

平成34年に栃木国体が開催されます。国体開催は全国各地から多くの方々が栃木県、または上三川町を訪れ、交流が図られます。スポーツ交流だけでなく、観光交流になり、上三川町を全国にアピールする絶好のチャンスだと考えます。そして、本町のスポーツ振興にも大きく寄与するものと期待しています。本町は、体育センターにて競技はフェンシングを行うと聞きました。

そこで質問いたします。

まず1つ目に、平成34年に開催される国体に合わせて体育センターの改修を実施するとのことだが、具体的にどのように改修するのか、伺います。

2つ目に、駐車場の整備はどのように進められるのか、伺います。

3つ目に、本町がフェンシングに決定しているようですが、その理由はなぜか、伺います。

4つ目に、本町の国体開催における予算規模はどのようになるのか、伺いたい。

以上4項目、よろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

昨年、平成28年9月29日に、町、県国体準備室、日本フェンシング協会、県フェンシング協会の参加で、体育センターで行われました中央競技団体正規視察において、日本フェンシング協会より国体フェンシング競技を行うに当たっては、会場に観客席300席以上の整備が必要との指摘を受け、これを満たすための増築、並びに経年劣化にて通常使用にもふぐあいが生じ始めている電気設備、衛生設備、

放送設備等についての更新改修、国体会場とするための必要条件であります耐震改修、以上3点の工事を行う予定でございます。

そのうち増築についての具体的な内容としましては、さきにご説明いたしました、観客席300席以上を満たすために、体育館南側に2階建ての増築を検討しております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

1点目でご説明いたしました中央競技団体正規視察では、既存の駐車場のほか、富士山公園グラウンドを臨時駐車場として利用することで、駐車場自体の数は十分であるとの評価がありました。しかしながら、国体フェンシング競技については高い確率で皇族のご来場があること、体育センターの通常利用において駐車場増設の要望が多いことなどから、体育センター改修に合わせてセンター東側に駐車場整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

町としては、現有体育施設を最大限生かした形をとりつつ、国内最大級のスポーツイベントである国体を実施することを考えてまいりました。そうした中、平成27年度に県国体準備室よりフェンシング競技誘致のお話をいただき、県フェンシング協会と調整を行ったところ、「県都宇都宮と近く、交通の便もよいので、ぜひとも上三川町でフェンシング競技を実施したい」との回答をいただき、フェンシング競技の誘致を決定し、競技会場に内定したところでございます。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。

本大会5年前の現在、競技施設の体育センター改修について進めているところですが、改修には増築部分について県国体施設整備補助金の導入を予定しております。今後、大会準備や大会運営においてはさまざまな費用が予想されますが、県国体準備室でも現在のところ、各競技の費用の全体像について把握する前の段階であるため、今後は県国体準備室と連携をとりつつ、先に開催した県等からの情報収集も進めて、費用の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今の答弁の中で、今現在の体育センターを増設すると、観客席を300席以上つくっていくということですが、一応、費用はどのぐらい見込んでいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 増築と改修の費用につきましては、現在、耐震診断を実施している最中でありまして、その結果が出てから詳細について検討していく、そういうことになります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、じゃあ、それではですね、今回の国体、費用はちょっとわからないということなんですけれども、国から補助金というか、国体に対しての補助金は幾らぐらいをお考えになっていて、町としてはどのぐらいの予算を使おうかなという考えがあるのかどうか、その中身が決定されていけば教えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 工事費に関する補助につきましては、県のほうの補助金が現在示されておりまして、大会を開催する施設の改修にどうしても必要な費用の2分の1を補助する。そして、補助金の限度額が1億円という補助制度が示されております。こうした中、町では、概算ではありますが、改修には2億以上の費用がかかるだろうということで、県のほうには限度額いっぱい補助の申請を要請するというところでお伝えしているところでございます。

それと、補助金制度のほかに、施設改修に当たりましては、県のほうでは、市町村振興資金貸付ということで起債の制度を用意してございますので、そちらも利用するというところで考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、費用のほうはわかりました。かなり多額の費用もかかるということで認識しました。

ちょっと視点を変えますけれども、フェンシングというのは、町内でもあまりやられていないのかなというふうに思っています。できれば、これから、今、上三川の中でも多くの青少年がやっているバスケットとかバドミントン、卓球などをやっていただけると、これからのスポーツ振興なんかにも多大なる貢献になるのかなというふうに思っています。フェンシングが悪いというわけじゃないんですけども、というふうに思っていて、そういった中で、上三川町の体育施設では、フェンシングだけしか、例えば、大会に見合った会場がないのか、それともほかにも幾つか候補があってフェンシングが選ばれたのかといったところがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

何でこんなことを聞くかという、各競技に対して基準を、ある程度満たしていれば、いろいろな競技が上三川に持ってこれる、また、多くの方が来てもらえるという観点からも、今後のことも考えて、そういったところの縛りみたいなものがあれば教えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問、競技場の縛りにつきましては、各競技それぞれに競技を実施するための必要な競技場の施設の基準などは示されているところでございます。例えば、町に決まりましたフェンシングでは、選手が戦います細長い競技場所、ピストといいます、これがアリーナの中に8ピスト設置できる広さが必要、そのような基準が示されております。全体的なというか、それぞれの施設基準についてはちょっと承知していないところではあるんですが、例えば、町では、以前にボクシング競技の話がありましたが、競技団体との合意に至らずということで決定しなかったという経緯もございました。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 詳細な競技の縛りというのがちょっと不明確だということがありますけれども、本町で活躍されている青少年がこのようなスポーツ振興にもつながるような、そういった縛りで競技が持ってこれないとか、できないというのがすごく寂しいので、そういったところもちょっと視野に入れ

ながら見ていただけたらなというふうに思いますので、お願いします。

それから、今回せっかく大規模な改修を行うということであれば、単に、私としては、体育施設というだけではなくて、できる限り、公式の大会ですとか、例えば、栃木県にはプロのバスケットチームがありますから、プロの大会等の使用に耐えられるような施設の質を高めていただければなというふうに考えています。そういったことをぜひやっていただければ、これからは、施設としては不可欠なことだというふうにも考えています。

また、今回の大規模な改修に伴ってかなり多くのお金がかかるということで、できれば、施設を新体育館というか、そういう施設の建て替えなんかも考えていらっしゃるのかどうか。今後のことでも構わないです。先ほど、一個前の質問で、公共施設の総合計画、管理計画にあったように、いろいろな施設を統合して管理費を削減していくとか、あとは、いろいろなそういうプロのバスケットチームなんかを呼んで、管理施設なんかのお金も少し入るし、上三川に多くの方が来てもらっていろいろお金を落とすといっただけということも考えた上で、体育センターの隣にある公民館も大分古くなってきていて、改修、また施設の建て替えなんかも考えていかななくてはいけないのかななんて思いますし、そういった中で統合していくということも、大きな視点の中に入れていただけたらありがたいなということで、あと4年後ということで、かなり時間的には厳しいと思いますけれども、新しい体育施設の考えというものがあるのかどうか、教えていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 確かに、昭和55年につくった施設ですので、大分老朽化が見られています。例えば、バスケット、プロの競技を呼ぶとなると、先ほど、観客席300席を予定していると申し上げましたが、最低でも1,000席以上とか、そのぐらいの規模が必要なのかなというふうに考えます。そうすると、今の改修という枠は大きく超えて、改修では対応ができないと考えております。

議員ご指摘の新築ということでございますが、新築となると、当然、かなりの金額、そして、あの場所での新築をするとなると、さまざまなそのほかの法律的問題もあって、非常に困難だというふうに認識をしております。今現在、ほんとうに大まかな試算で考えても、新築となるとかなりの財政負担も要しますし、その後の維持管理の面を含めたランニングコストのことを考えても、その後の財政負担もかなり厳しいものが予想されますので、今現在は、先ほど申し上げました、県の補助金を活用して改修・増築をして、現有施設を改修して、あそこの場所でフェンシング競技を町民の皆さんに楽しんでいただけるような施設に改修していきたいというふうに考えています。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。今後、すごくお金がかかるということもありますので、その辺もひっくるめて、先ほどおっしゃったとおり、かなりの費用がかかるんですけども、今後のランニングコストなんかもいろいろ考えて、改修の施設なんかも、老朽化している施設がたくさんあると思うんで、そういったところの統合なんかも全て考えながら、新しい設備、センターの施設を建て直すということも考えていただければなというふうに思います。

例えば、今、基金でやっている文化センターの話なんかもありますので、そういったものなんかも、体育センター、文化センター、そして公民館なんかも統合して立派なものを建てればいいんじゃないか

ななんて、私が勝手に思っているだけなんですけど、そういったところもひっくるめた中で、先ほど、公共施設の管理計画なんかでも言いましたけれども、将来を見込んでどういったお金の使い方をしていくのかというところを、しっかり考えていっていただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、駐車場に関してなんですけども、現在、駐車場も改修するというお話をいただきましたけれども、何台ぐらいプラスで、今、駐車場の場所を取ろうかなというふうに考えていらっしゃるのか、教えていただければなというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 体育館東側の駐車場に関しましては、駐車台数というものについては今のところ未定ではございますが、今、予定しています体育館の増築・改修工事に当たりましては、大型の工事車両の進入路とかも必要になるかと思しますので、そうしますと、東側の立ち木を伐採するようなこともあるかと思しますので、そういうところをうまく利用しながら経費を抑えて、体育館東側に正規の駐車スペースを確保していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうしますと、今あるスペースのところに駐車場を新たにきれいにして駐車場をつくと、増設するというか、もっと大きくするという考えはないんでしょうか、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 東側については、今のものを残すのではなく、ある程度、新たに整備し直すというような形になるかと考えているところでございます。先ほど議員がおっしゃられたような、歩道に乗り上げてとめているような状況、そういうものを解消して、歩行者が歩くスペースももちろん確保し、駐車スペースも安全な状態で確保できるような、そういう形を考えていくことになると思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 新たに整備するのではなくて、大きくするのか、例えば、2階建てにするとか、3階建てにするとか、駐車台数を増やす考えはあるのかというところをちょっと質問させていただいたんですけども、よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 駐車場の整備につきましては、2階建ての駐車場とか、そういう話はまだ出ていないところですが、駐車台数につきましては、相当数確保できるような形での改修になるかと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 国体に向けてはかなりの人が、やはりなかなか上三川町、公共交通機関で体育館に来るのはなかなか難しいところがあるので、車で来られる方が多いと思いますので、多くの駐車場確保に向けた検討を進めていっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、国体に向けて、多くの方が栃木県、上三川に他県から来られると思うので、そういったところのPRなんかを考えていらっしゃるのかどうかをお聞かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 国体に合わせたPRにつきましては、現在のところ、具体的なものはちょっとお答えできない状態ですが、国体では多くの方が本町にいらっしゃる、町のPRには絶好の機会ですので、会場となります体育館の周辺で、町内外からいらっしゃる方々に特産物やB級グルメを販売したり、町の情報発信を行うなど、今後、研究をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 いずれにしましても、これから具体的にどんだん国体に向けていろいろな検討をされていくと、具体化していくということでもありますので、そのところをしっかりとやっていただければというふうに思います。国体大会開催まであと残り4年となりますけれども、全国から多くの方が上三川町に来られると思いますので、本町のPRを含めて計画的な準備、設備改修に向けた着実な取り組みをお願いをいたしまして、この質問を閉めさせていただきます。

次に、3点目の質問に入らせていただきます。

最後に、防犯灯のLED化について3項目、伺います。

今年度、防犯灯のLED化が実施されていますが、LEDに変更された場所の近くの町民からは、明るくて非常によいという声を聞いています。

そこで質問します。1つ目に、今年度、町内防犯灯のLED化を実施していますが、進捗状況はどうか、伺いたい。

2つ目に、平成28年3月の一般質問では、防犯灯が町内、2,385カ所、設置されているとのことでしたが、現在の設置箇所は増えているのか。また、同様に、防犯灯以外の街灯、道路照明灯については増えているのか、伺いたい。

3つ目に、電気料は減少しているのか、伺います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

現在の進捗状況でございますが、防犯灯の調査委託業務を8月から実施し、11月に調査業務が終了いたしました。今月中旬以降からLED灯への交換工事を実施し、来年の2月末までには工事が完了する予定となっております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

町内の防犯灯の設置につきましては、町内全域に設置され、現在2,530灯となっており、平成28年3月以降、145灯の増となっております。また、防犯灯以外の道路照明灯につきましては、上三川通りなど343基の街路灯が設置されており、平成28年3月以降の設置箇所については増えてございません。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

電気料でございますが、工事完了が来年の2月末を予定しておりますことから、次年度以降に電気料の縮減効果が期待できると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今の答弁で、これからLED化になるという話なので、もう既に結構、町の中を走っているとLEDになっているところも幾つかあったので、もう実施されているのかなというふうに思いまして今回、質問させていただきました。ということは、これから、12月中旬から始めていくということですので、ぜひ、安全に、施工業者の方なんかにも安全に対してしっかり注意をさせていただいて作業を進めていただくように、注意喚起を業者のほうにさせていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ちょっとわかるかどうかわかりませんが、このLED化、全ての街灯が完了した場合には電気代、また温室効果ガスの排出量なんかは年間どのくらい減る予測を立てているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 LED化に伴う電気料の削減予想なんですけど、電気料につきましては、昨日の補正のお話でもしましたとおり、電気料自体が燃料調達費の高騰、また縮減等で電気料自体が変化するというようなこともございまして、幾ら削減というようなことは申し上げられないんですが、ちなみに、私のほうで持っている資料で言いますと、このLED化を進める前の防犯灯にかかっていた電気料等なんですけど、平成27年の段階では、町所有の防犯灯が1,092ほどございました。また、この時点では、自治会管理の防犯灯が1,273ございました。こちらの維持費にかかっていたものが、町管理のものについては直接、電気料の支払いということで357万1,626円、自治会管理の防犯灯につきましては、交付金ということで483万7,400円ほど出してございました。合わせますと999万8,870円という維持管理の費用がかかってございましたが、防犯灯をLED化した場合、全て町管理ですので、電気料としての支払いになるんですけど、現在のところの予想では、約5割の削減、5割までは行かなくても、4割から5割の電気料削減を見込んでおります。ですから、平成27年当時ですと、約1,000万円弱の経費がかかっていたものを、500万円前後に抑えられるのではないかと想定しております。

なお、防犯灯の電気料につきましては、蛍光灯からLED化することによって料金が安くなるということではなくて、LED化をしますと、契約ワット数を下げても蛍光灯と同じ明るさを維持できるということで、現状で考えていますのは、40ワットの蛍光灯、電灯、それをLED化の場合には10ワット程度の契約で済むという計算で考えてございます。場所によりましては、10ワットまで下げるとちょっと暗いということで、20ワットのをつける部分もありますので、最終的には、現段階で10ワットのものは何基、20ワットは何基という具体的な数字はできないんですが、現在、11月中旬から2月中旬までの予定でLED化へと順次交換しております。先行している場所では、もう既にLED化になっておりますが、町内全域ですと2,500からございますので、来年2月までかかってしまうとい

うことをご了解いただきたいと思います。

もう1点、CO₂の環境への影響でございますが、大変申しわけありませんが、そちらについては、私どものほう、具体的な数字のほうはお持ちしていないので回答のほうができません。ご了承ください。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。大変勉強になりました。また、防犯灯、昨年からかなり、145基ですか、防犯灯が増えているということで、徐々に、前から、「上三川は暗いよ、暗いよ」と町民の方から言われていましたけれども、徐々に増えてきているということで、こちらもありがたいなというふうに思います。ありがとうございます。

それから、また別の質問になりますけども、防犯灯以外の街灯のLED化は検討されているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。防犯灯以外の道路照明灯ということで、街路灯の照明のLED化の考えは、というふうなご質問になるかと思えます。まず、町の街路灯は、先ほどの町長の答弁のとおり、上三川通りや駅東通り、またゆうきが丘の街路灯など343基で、現在、そのうちLED化ということでされているものは、まだまだ13基になってございます。街路灯の照明器具は、防犯灯は蛍光灯でございますが、街路灯はほとんどがナトリウムランプ灯というふうなものの照明となっております。ナトリウムランプのLED化につきましては、電球だけの交換ではなく、灯具を一体的に交換しなくてはならないというふうな器具になっていきますので、そのLED化にかかる費用も多額になります。そういうふうなため、現在は、修繕予算の範囲内で、球切れ等の修繕時に合わせてLED化の照明器具に交換するというようなことで進めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 1点、修正がございます。先ほどの答弁の中で、平成28年3月から29年にかけて145灯の街路灯が増えたというお話を回答いたしました。これ全てが新設のものではございません。実際は、LED化に伴う街路灯の一斉調査の中で、所在というか、持ち主が不明みたいなものが多数出ました。その中には、本来、昨年までに自治会から町に全て移管したんですが、そのときの移管漏れ、調査の結果、契約者がまだ自治会のままの名前だったり、町以外の、ほんとうに契約者が不明のもの等もございました。そういうものを全部含めまして145灯ということで、完全な新設灯ですと、正確な数字は、私は今、持っていないんですが、半分ぐらいかと思えます。

なお、次年度以降も、現在までの街路灯の設置基準というのは、基本的に、電柱があるところと、どうしても電源を引かなくてはならないので、街路灯の設置基準としては、電柱のある場所という制限を設けておりました。

ただ、郊外の通学路灯では、実際に電柱のない場所もかなりございます。そういう意味では、このLED化が済んだ後につきましては、そのような電柱のないところへの防犯灯の設置について基準を設けて、順次対応していきたいと考えてございます。

そのようなことから、次年度以降も、防犯灯の新設につきましては、今後も一定数の数量が考えられ

るということでございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。街灯についても、壊れたところは順次LED化にしていくということの回答をいただきましたので、またぜひ、これから始まるLED化の工事につきましては、安全に実施していただいて、防犯灯以外の照明灯についても順次、修理をしながらLEDにかえていくということなんで、ぜひ、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時07分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほどの神藤議員の質問の回答の中で、1点、説明漏れがございましたので、追加で説明させていただきます。

平成27年度の防犯灯の維持管理費でございますが、電気料金、自治会への交付金のほか、修繕料がございました。修繕料のほうは158万9,844円、こちらを含めまして99万9,870円の年間の維持管理費でございました。おわびして修正いたします。

○議長【津野田重一君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 通告に従いまして、私からは2点の質問をさせていただきます。

まず、第1番目に認知症対策についてですが、日本は、もう既に4人に1人が高齢化という社会に突入し、高齢化は随分進んでいますが、しかし、実際にはこれからが本番です。2020年東京オリンピック・パラリンピックを終えたころから日本は急速に高齢化が進み、厳密には2024年に団塊世代の全てが75歳以上になります。2024年には3人に1人が65歳以上、6人に1人が75歳以上になる見込みです。2025年には700万人規模の認知症患者が増える見込みであると厚生労働省は推定しています。今でも介護施設において介護者が不足している状況で、施設に入れない人もいる中で、認知症患者が認知症患者を介護する認認介護、「認認介護」という言葉が新しくできたんですが、見られるような時代になってまいります。

そういう状況下において、本町においてもそれは例外ではないと思われ、まず第1番目に、本町において認知症患者の数は把握しているのかどうかを伺います。

2番目、本町のオレンジドクターの現在の役割は何か、また、その周知はどのようにしているか。

3、平成28年6月に一般質問において検討すると答弁をいただいた、QRコードを利用した高齢者見守りシステムの現状はどのようになっているか。

4、上三川町認知症初期集中支援チームの活動状況はどのようになっているかをお答えいただけます。
○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川町における要介護認定者のうち、日常生活に支障を来すような認知症状が見られる認知症の方は795名でございます。

次に、2点目のご質問についてですが、本町では2名の医師が「もの忘れ・認知症相談医」として「とちぎオレンジドクター」に登録されており、医療機関の窓口に認定プレートが表示されております。周知方法といたしましては、関係機関の窓口においてお知らせしているほか、リーフレットを回覧するなど、周知に努めております。

次に、3点目のご質問についてですが、県内ではQRコードを利用した高齢者見守りシステムを導入している市町は4市町でございます。利用実績につきましては、多くの方には利用されていないと聞いております。本町といたしましては、さらに他市町の状況などを調査研究し、関係者と十分協議を重ねながら、QRコードに限らず、高齢者見守りシステムを検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目のご質問についてですが、認知症初期集中支援チームにつきましては、本年度は10件の相談がございまして、そのうち認知症初期集中支援対象案件として対応したものは2件でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、まず第1点目においての再質をさせていただきます。

この795名の把握されている認知症患者の方におきまして、その内容ですね。家庭で診ている方とか、施設に入られているとか、そういう状況は、その795名がどのような内訳ですね、それをちょっと知りたいです。教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 内訳でございますが、このうちの在宅が大体56%、在宅以外ということで、医療機関、老人ホーム、施設等に入っている方が44%でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 医療機関に入っていらっしゃる方は、それほど問題はないということはないでしょうけれども、その56%の在宅の方は、デイサービスとか、いろいろなものを利用していると思うんですが、その方たちからどのような悩みとか、そういう相談とかはあるのでしょうか、それをお伺いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 こちらの認知症の数につきましては、介護認定データの集計ということで、在宅とか施設において介護のほうのサービスを利用したいということで申請があった方のデータでござ

います。つまり、当然のことながら、介護のほうのサービスを利用したいということで、在宅の方においても、そういったデイサービスなりショートステイなり、またヘルパーなり、こういった介護のサービスが使えるとか、こういった支援の方法が必要なのかということで相談を受けての申請で、それに基づいての介護の認定になっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 この56%の方の重さというか、認知症も軽度とか重度とかあると思うんですね、その重度の方は介護認定とかデイサービスとか、そういうのを利用するだけで、家族というのはその大変さというか、そういうので、こんなに大変なんですという相談機関とか、そういうのはどのような形になっているのかを伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 介護の大変な方についての相談というのは、大きな窓口としましては、町の包括支援センター、こちらがあります。また、町のほうの窓口、保険課のほうでも相談のほうを受けるような形で受けております。そのほか、在宅介護支援センターということで、町内3カ所の在宅介護支援センターがありまして、そちらのほうでも相談を受けるような形で対応しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 3カ所の在宅介護支援センターとか、そういうのは十分に皆さん知っていて、それを十分に使えている方たちはいいと思うんですけど、なかなかそこには結びつかないで、自分たちで何とかやっていけるというふうな方がいらっしゃるといことも伺っていますので、今後、そういう、795名以外にも、もしかしたらいらっしゃると思うので、そういう人たちをどのように吸い上げていくかということが今後大切だと思うんですね。

その役割を担っていただくのが、今回、このオレンジドクターということで、2番目に入らせていただきたいと思いますけれども、上三川町の健康診断は、前、お話を伺ったところ、随分進んでいるという話を聞きましたし、たくさんの方が健康診断を受けているという話も聞いております。その中で、がんとか生活習慣病は早期発見が大切だということをうたっていますが、認知症に関しては早期発見ということが健康診断の中にうたわれていないような気がしますが、それにどのように考えていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 今までの形ですと、健康診断の中には、そういった認知症関係のことについては含まれていないのは事実でございます。ただし、認知症についても、議員ご指摘のとおり、早期発見、早期治療、早期支援というのが大変重要になっているということが言われております。町のほうでも、その辺につきましては、どういうふうに早期発見につなげていくかということについて、地域包括ケア会議等で十分協議を重ねながら、来年度以降、そういったことについて対応していくべく施策を練っているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほどですね、オレンジドクター、町長のほうから答弁があって、2名、相談員という形でお話がありましたが、確かに病院は2名なんですけれども、その研修を受けている先生たちはもっとたくさんいらっしゃるんですよ。相談員としては2なんですけれども、その研修を修了しましたという先生たちは、その2名を含めて5名、上三川町ではいらっしゃいますので、そういう先生たちも、利用しながら、というのはおかしいですけども、相談に乗っていただいて、この方のほかに認知症対応力向上研修を修了した方がほかに4名もいらっしゃいますので、そういう方に、この町のオレンジドクターだけではなくて、そういう人たちも連携をとっていただくという形はとても大切ではないかなと思います。

先ほど、認知症の初期の気づきがとても重要だということを課長のほうからお話がありましたが、私もそれは大切だと思って、健康診断の中に、心のチェックリストみたいなのをいつも入れていただいて、私はそれをいつもやるんですけども、そういうタイプのもので、チェックリスト、認知症の初期の気づきのチェックリストみたいな、こういうものを入れていただいて、それで家族とか本人とか、そのチェックリストをやるという、そういう考えを、チェックリストをそこに入れていただいてというふうなことは町でもできると思うんですが、その辺のことはどのように考えていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問ですが、集団健診の場を利用して、オレンジドクター、認知症についての周知を図ったらどうかということだと思いますが、実際、集団健診を利用して、例えば、健診会場に県でつくりましたチェックシートを置くですとか、あるいは、ただいま議員がおっしゃいました認知症関係のお医者さんについての周知をすとか、そういうことは可能だと思います。実際、平成28年度でも、集団健診、特定健診や後期高齢の健診などを含めまして、3,800人近くの方が集団健診を受診されておりますので、周知の場としては非常に有効かなと思いますが、ただ、例えば、75歳以上の方の受診状況を見ますと、その91%の方が、実は個別健診を受けているということで、集団のほうの会場にはいらっしゃらないということもございますので、ただいま議員のほうで提案いただいた方法と、あと、この個別健診を行っている91%の方を含めた周知が必要かと思っておりますので、その辺につきましては、今後、保険課のほうと方法について検討させていただきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ほんとうに、75歳以上を過ぎるとなかなか集団健診に足を向けるというのは大変なのかもしれませんので、家族の人が連れて個人の健診というのも多くなっていくんだということをちょっと今、伺いましたので、やはり、75歳以上の方が認知症になるかということ、そうではなくて、若年性の認知症もありますので、それは、何歳からがいいのか、ちょっと今、私もあれですけども、そういうのは、チェックリストを入れるというのはとてもいいことだと思うので、今後、町としてもどんどんやっていっていただけたらなというふうに思います。

そして、オレンジドクターについても、やはり、こういうところにオレンジドクターがいますよということで、内科を受診しながらオレンジドクターに相談してみるとか、そういうこともできますので、そういう、一緒に行ったときに、こういうチェックリストをやったんだけど、どうなのかなというふう

に、簡単に軽く相談できるというか、そういうふうな持っていく方をしていったほうが、認知症の方は自分で認知症だと思っていない人が多いということなので、「行きたくない」とか「まだ元気だから大丈夫」とか、そういうふうなことでだんだん遅くなってしまって、家族もなかなか連れていけないという状況下が多いので、そういう中で、あっ、こういうのがあるんだ、みたいな感じで、スムーズな、初期の気づきができたらいいんじゃないかなと思いますので、そのほうはちょっと町のほうでも考えていただきたいというふうに思います。

3番目のQRコードを利用した高齢者の見守りシステムの状況なんですけど、4市町で、多くの方は利用していないということで、QRコードに限らず、その見守りシステムをしていきたいというふうなお話がありましたが、QRコードに限らない見守りシステムは、今、どのようなものがあるのかをちょっと伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 先ほども申しましたように、地域包括ケア会議というのが町にございまして、そちらのほうでは、先ほど議員からお話がありましたオレンジドクターの方、そういったお医者さんとか、司法書士、社会福祉士、介護施設職員、住民代表、そういった方、また町のほうでも、社協とか、そういった方が集まりまして、在宅医療、介護連携、認知症初期集中、地域包括個別会議等、いろいろな高齢者に関するそういったことについて議論を重ねているわけでございます。そういったところで、地域の方の見守りシステムをどうやっていったらいいのかということも当然、議題となっています。

それと、今、小学校区単位ごとの支え合いの仕組みづくりというのを、町社協が中心となって体制づくりが始まったところでございますが、そういったところで、各地域ごとにどういったことの見守りの仕方がいいのかということも議論に上がっているところでございますので、そういったところで新たな方策なり、いろいろなことを検討している段階でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 私個人としては、見守りというか、向こう隣両3軒みたいな、私のうちの近所の人とか、そういう感じで、「あそこのおばあちゃん最近ちょっとおかしいよね」とかって、そういうのができるのが一番いいと思っているんですよね。やっぱり、話し合いの中で、どうしよう、どうしよう、どうしようというふうな、話し合いの場を持つのもとても大切なことで、じゃあ、学区でどうやって守っていこう、何して守っていこうというよりは、近所のおばちゃんが今どんな状況かとわかってくれるのが一番いいというか、そういう感じの持っていく方ができたら一番いいんじゃないかなというふうな感じに思っているんですけれども、そういう、民生委員さんとか、班長さんとか、自治会長さんとか、そういうふうな人たちがこういうふうによく連携をとっていただけて、私の近くにはこういう感じの人がいるよという連携がうまくとれれば一番いいんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、今後そういうふうな連携がとれるシステムを、やっぱりとっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

QRコードについては、下野市の方にちょっとお伺いをしたんですけれども、現在5名がそのQRコードを申請されていまして、そのうちの1名が施設に入ってしまったので、4名の方がそのQRコード

を使っていますということで、そのQRコードを使うのは何かというと、全国的に行方不明の認知症患者がものすごく多くなっているということで、その方が見つかったときに、どここの誰さんだねというふうにわかると、そういうふうな使い方だというふうに、そういう状況ですということで、そういうスタンスでいますという話をお伺いしました。そのQRコードを使わなくても見守れば別に問題は何もないんですけれども、その方がいなくなったときとか、その方がどこかに移動しちゃったとか、そうなったときに、何も身につけていなかったら、その人がどこの、誰さんなのかがわからないのでということでQRコードを使っているということなんです、それでも見守りは、それは必要ないというふうな町の考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 議員のほうからもお話がありましたように、近所、両隣とか、そういった形での見守りが大変いいということもあります。そういったことの話につきまして、小学校単位ごとの支え合いの仕組みづくりの中で話をさせていただいて、地域での見守りの体制をつくるような方向ということで、今現在は進めているような状況です。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ここの課長の中にもオレンジリングをつけている方が2人、いらっしゃいますね。私も認知症サポーター養成講座を受けてオレンジリングを持っている一人なんですけれども、そういう、認知症サポーター養成講座を受けた私ですけれども、何をしているのかなみたいな、正直なところ、あるんですよね。そういうふうに、毎年、認知症に対しても何とかお手伝いしたいという方たちが集まってそういうサポーターになっているんですけれども、そういう人たちと連携をとりながら、じゃあ、こういうことというふうな、そういう対策とかかわりとか、そういうのは持たないんですか。

お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 オレンジリング取得、ありがとうございます。町のほうでも、そういったところでたくさんの方が、そういったことについてご理解をいただいている方をどんどん増やしまして、そういった方とのつながりということで、支え合いの仕組みという方向ができればと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その支え合いが見えないというか、何かこう、どういうふうにやっていったらいいのかというのが見えないという感じがするんですよ。それを具体的に、じゃあ、認知症サポーター養成講座を受けた方はこういうふうに、こういうところでどうですかという、そういうのがもっとあったらいいんじゃないかなというふうに私は思いますので、今後、認知症サポーター養成講座とか、見守りシステムとか、上三川でもいろいろたくさんあると思うんですけれども、今後ほんとうに、今そういうのをきちんとやっていかないと、2025年、あと8年後、私も68歳になりますけれども、そういうときに慌てふためいてもどうしようもないので、その辺のことをきちんと、見える政策をしていたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、10件の相談がありましたということなのですが、もし話せる内容でしたらどのような相談があったかを伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 済みません、個別の案件につきましては、今、個人情報の関係もありますので、ここでの発言は控えさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい、わかりました。ほんとに認知症については、認知症の人をお世話をするという形から、寄り添うというほうに転換していったほうが良いような気がするんですよね。その人のことを世話してあげているんだというふうになっちゃうと、その人もやっぱり、物はいろんなことを忘れていくけどプライドだけは絶対残っているんで、その人にもできることがある。だけれども、寄り添っていくということがとても大切だと思うので、寄り添うための人材育成、また、サポーター養成講座とか、そういう人たちの人材育成とか、それから、当事者同士が集まってできるカフェとか、そういうのもっともっと増やしていただけたらなというふうに思います。1つの認知症対策については、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、子育て支援について伺います。

まず、0歳から2歳の保育所入所数と待機児童の現状を、まず伺います。

それから、2番目、0歳から2歳の保育料無償化の考えはあるか、この2点を伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成29年11月時点で300人が入所しております。待機児童は18人です。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

保育の無償化については、現在、国が実施に向けた検討をしているところでございます。本町におきましては、今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 300人入所していて、18人が待っているということですよ。では、来年4月から民間になる大山保育園とか、あけぼし保育園が人数が大きくなりましたね。それで、0歳から2歳の定数というのは以前と変わりましたか。以前の定数と4月からの定数を教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 定数の変化でございますが、平成30年度、大山保育園の全ての定数が90名から120名に増えます。そのうち、0歳、1歳、2歳につきましては、0歳が7名、1歳が8名、2歳が7名ということでございます。それと、もう一つ、30年4月に開園を予定しておりますゆいのわ保育園というものがございます。こちらにつきましては、ふざかしおひさま保育園の分園が0歳児から2歳児までのお子さんをお預かりしている保育園でございました。そこを、0歳児から5歳児までお預かりするような形に変わりますので、ここにつきましては、0歳児が1名減、1歳児につい

ては2名減、2歳児については2名減ということになります。トータルしますと、平成30年4月からでございますが、0歳児は6名増、1歳児につきましては6名増、2歳児につきましては5名増という形になります。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうすると、0から2までで12名が増えるという形でよろしいですか、12名の定数が増えたということでもよろしいですか、6名、1名、5名ですよ、ごめんなさい、勘違いですか、済みません。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 済みません、改めて申し上げます。0歳児が6名増、1歳児が6名増、2歳児が5名増で、合わせて17名の増ということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうすると、今、待機児童が18名いるのが、大体解消できそうですかね、どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 現在、11月30日をもちまして、第1次の来年4月からの入所の受け付けを終了したところでございます。状況等を見ましたところ、来年の定数の増ということもございまして、待機児童は来年4月については、解消ができると見込んでおります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 待機児童というか、兄弟が入所して、お兄ちゃんとかお姉ちゃんが入所していて、同じ保育園に入所したいんだけど、そこは0歳が少ないから入れないから待機児童みたいな、そういう感じもあるんですか、伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず、待機児童の定義でございますけれども、今年3月に厚生労働省のほうで通知を出した定義によりますと、今、議員のおっしゃった同保育園に兄弟が通えないからということで待機児童になったお子さんについては、待機児童としての数にカウントしないというような認識でおりますので、今、待機児童18名と申し上げましたけれども、そういった方はその中には含まれていないということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうですね。基本的には、第1希望から第7希望まで書くわけ、上三川も第7希望でよろしかったですかね。第7希望まで書いて、そのどこかに必ず入れればいいというふうな感じはあると思うんですけれども、やはり、保育園というのは、どちらかという、働くお母さんを応援するというふうなイメージも私の中にはあるんですよね。やはり、保育に欠けるといって、そういう

お子さんを預かるという、そういうイメージがあるので、例えば、上のお姉ちゃんが、ふざかしおひさま保育園、じゃあ、弟が大山保育園、それで仕事が真ん中とかとなると、結構大変な感じがするんですけど、その上のお子さんが入っている保育園に入れなから、じゃあ、待機児童じゃないというふうな定義というのは、それはわかるんですけども、気持ちとして、やっぱり、兄弟がいるところに下の子も入りたいというのは、親御さんの気持ちとしては、それはあると思うんですが、そういう、上のおさんがいるところに下のおさんは入れてあげようというか、兄弟一緒に通えるというふうな、そういう考え方というのは、町としてはどうなんですか、伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 確かに議員のおっしゃるとおり、ご兄弟で別々の保育所に通われているということ、送り迎えのことに关してではありますけれども、大変不便を感じている、行事なんか重なった場合には、お父さん、お母さんで手分けしなければならない、そういうような支障もございまして、確かに同時に同じ保育園に通われたほうがよろしいのかなというふうには思っております。ただ、入所の判定の中に、別々の保育園だから先に優先して入所の判定の順位を上げるというようなものはございませんので、現状のところ、あきがあれば入れるというような状況でございまして、そのような状況でございまして。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、例えば、あきが1つありました。じゃあ、お兄ちゃんがいる子が希望して、兄弟のいない子が希望しているとなったときは、どちらかを優先するというか、そういうのはあるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 現行の保育所の入所基準の中には、その兄弟の関係でどちらが優先順位が上がるとか、点数が加算されるとか、そういったものはないような状況でございまして。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、あくまでも、その基準というか、入所の基準というか、どういうのが基準なのかを教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 大変申しわけありません。ただいま、そういった項目がございませんというふうなお話をさせていただいた矢先でございまして、大変申しわけありません。兄弟、姉妹が同時期に保育所の利用を希望されている、そういったことであれば加算がされるというふうな項目がございましたので、訂正させていただきます。済みません。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 納得しました、ありがとうございます。0から1が17名増えるという形で、保育士もその分、増える形になりますが、保育士の確保というか、それはうまくいっているというか、採れたのでしょうか。保育士の確保はできましたでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 今、大山保育園の例を申し上げたいと思いますが、今現在、保育士の確保ということで、現在、大山保育所に勤めている職員、臨時職員も含めてでございますが、そういった保育士の意向調査等も含めて今、確保に努めているところでございますので、現時点では確保中だという答えでよろしいでしょうか、よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 保育士の確保もとても大変だと思うんですけども、よりよい保育を目指すためには、やはり保育士も確保していかないと大変だと思いますので、よろしくお願いいたします。

残り時間も少なくなってきましたので、保育料の無償化は考えているかということで、町長のほうから、現在、様子を見ていますということで、昨日のニュースで、政府は、ということで、12月8日に、教育無償化を柱とする2兆円規模の政策パッケージを閣議決定するというようなニュースが流れて、その中で、原則として3歳から5歳児全てを無料にするという大枠を示したというニュースが昨日、ちょうど私がこれを書いているときに流れたんですね。

それで、あっ、3歳から5歳までがただなんだなというふうな感じで見ただけですけども、0・1・2がただだったらもっといいなというふうに私も思って、親御さんが初めて保育園に入れるのは3歳や5歳じゃなくて0歳を入れるわけですよ。0歳を入れたときに、それが無償化になったら、ほんとうにお母さんたちも、政府が求めるように、女性の社会進出ももっともっと楽になるだろうし、今後、保育をしていく上でも、お母さんたちも働きやすいというふうになると思ったので、0歳から2歳までの無償化をお願いしたいなというふうに私は思ったんですけども、政府がまだやっていないのに0歳から2歳を無償化するのは、町はちょっと厳しいかなというふうに思いましたが、でも、やはり、0歳から2歳の教育は、生涯にわたって人格形成にとっても大切なことなので、少子化を打開するには、子どものためにお金を使うということがとても、とても大切だと思うので、その辺のことを、大変だとは思いますが、考えていただいて、ぜひ、ぜひ、政府が出す前に上三川町は0歳から2歳がただなんだよというふうに言えるようなまちづくりをしていっていただきたいなというふうに私は考えて、この提案をしましたので、今後、頭の隅のほうに入れておいていただければありがたいなと思います。

私の質問は以上で終わりにいたします。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 議長から発言を許されましたので、通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

今回は2点ほど質問させていただきます。まず、第1点目、上三川町補助金等基本条例と各種の補助金・助成金について。

2点目、本町の職員採用の応募要件について。

まず、1点目であります、上三川町補助金等基本条例と各種の補助金・助成金について。1つとして、各種の補助金・助成金の交付に対し、町税等の納付要件は、それぞれどのような理由でなっているのか、質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町の補助金等の制度につきましては、補助金等の基本的事項を定めた上三川町補助金等基本条例に基づき実施してございます。また、個別の補助金等の交付に当たりましては、それぞれの補助金等の交付の目的、対象者、効果などを勘案しながら要綱を定めて運用してございます。

町税等の納付要件につきましては、補助金等の交付の目的や税負担の公平性の確保などの観点から、補助金等ごとにその有無を定めてきたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まちづくり補助金等制度については、補助金として75項目の補助金があります。それと、交付金として17項目の交付金、そして、扶助費として12項目の補助金、合わせて104の補助事業がございます。そうした中で、私が今回、一般質問に当たったのは、同じ補助要件等と思われるような補助金の中に、町税を滞納しては補助対象になりませんよというふうな条件がうたってある補助金、そしてまた、税金の滞納要件が全くうたっていない補助金があります。滞納要件がある、ないについては、それぞれの性格上、やむを得ないと思いますけれども、補助金のない、補助を持っている点についてお伺いいたしますが、福祉課で持っているチャイルドシート購入費助成について、滞納制度が載っていないのはどういうふうな理由からでしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 まず、チャイルドシートの購入費補助金の目的でございます。こちらは、要綱に載せてありますとおり、「子育てに要する経費の軽減と乳児の乗車中の事故による被害軽減を図ること」というふうに目的としてうたってございます。ここでうたっている子育てに要する経費の軽減ということで、対象要件に当てはまる方であれば、全ての方の子育てに寄与しようというような目的でございますので、納税の要件は設けていないということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、同じ福祉課で持っている重度心身障がい者医療費制度、それと難病

患者等福祉手当、第3子以降出産祝金、児童医療費助成、妊産婦医療費助成、ひとり親家庭医療費助成というふうなことでありますが、これらについても詳細に説明をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 今ご質問にあった全ての補助制度、扶助費でございますが、そちらの目的は、それぞれ異なるようなことで、条例もしくは交付要綱等に目的がうたってございます。一括して総じて申し上げるところですが、いずれにせよ、目的としては、それぞれの支給案件について、条件、それから申請書等の不備がない方に関しましては、全ての人を対象としているということで、あえて町税等の要件は設けていないということで認識しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、次でございますけども、健康課で持っている妊婦一般健康診査費用助成ですか、不妊治療助成、ロタウィルス予防接種費用、おたふくかぜ予防接種費用、風疹、そしてまた、骨髄移植ドナー支援事業等について、私の知る範囲では、この中で、不妊治療については医療費の助成が、滞納要件が載っているということでございますけども、今、答弁をいただきました課長の答弁から言うと、やはり、そういった人たちに助成するために納税要件は記さないのだというふうに、不妊治療の件も私は同じように感じるんですけども、不妊治療につきましては町税の滞納要件がついております。この辺のところはどのようになっているのか、ほかの補助事業はどのようで滞納要件をつけていないのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 それでは、ただいまのご質問、まず、滞納の条件をつけていない助成につきましては、それぞれ、例えば、妊婦一般健診でございますときは、母子保健法に基づきまして、こちらの事業は町の責務として法律の定めに基づきまして実施しているものであるということ、それと、任意予防接種、ロタウィルスですとかおたふくかぜ、こちらを一括しまして任意の予防接種ということでございますが、そちらにつきましては、予防接種の場合には、法令に定めがあります定期接種と、希望者が受ける任意接種がございますが、現在、町では定期接種につきましては、接種期間内であれば全額、町の負担で実施しております、また、任意接種につきましては、一部の接種について助成を行っております。

今回ご質問のありました任意接種につきましては、接種の義務はありませんが、病気になった場合には、ご本人に重篤な症状が出たり、あるいは、伝染、蔓延の恐れがございますので、そのため町では一部助成を行うとともに、公衆衛生保持という立場から、少しでも多くの方に接種していただくため、税の滞納や所得による制限を設けず助成を行っているところでございます。

続きまして、不妊治療費の助成、こちらにつきましては、少子高齢化対策の推進を目的に実施しております県の助成事業に上乘せる形で行っているものでございます。健康課で行っております他の事業、先ほど申し上げました妊婦一般健診ですとか、任意予防接種の助成、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、法に基づくもの、あるいは公衆衛生の保持という立場がございまして、町の責務として実施しているところをご説明したところでございますが、不妊治療費への助成につきましては、少子化

対策には有効なものとは考えてはおりますが、あくまでも個人に対しての助成ではあります。その助成に係る費用が全て町の一般財源、税金で賄われているということを考えますと、受益と負担の観点から、町税を滞納していないことを助成の条件にすることについては妥当性があるものと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町が考えるところでは妥当性があるということで、だから、税で対応している補助事業については滞納要件が付されているんだというようなことでございますが、県のほうに聞きましたらば、栃木県のほうは県税の滞納要件はありませんよと、誰でも助成申請すれば、一定の要件のもとに県税の滞納要件は求めず、一定要件で当てはまれば助成しますよと。宇都宮市におきましては、対象要件の中には入っておりません。ただ、市税に滞納がある場合には助成金が減額される場合がありますということで、不妊に悩む人たちに対しても市税で対応するような窓口を広げた対応をしております。上三川町のこの不妊治療の町税要件の取り外しについても、町の考えいかんによっては十二分に可能な部分と思われませんが、これをどのように考えますか、よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまお話にありました栃木県、あるいは宇都宮市、こちらにつきましては、確かに不妊治療の助成について、税の滞納という条件をつけておりません。これは、国、また中核市である宇都宮市につきましては、国が行っております助成制度、それをそのまま実施していることによるものと思われます。国の助成制度では、そのような税の滞納ということはありませんので、県、宇都宮市についてはないものと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 外すことは可能なのか、可能じゃないのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町税を完納している方と滞納している方との公平を図るため、町費を使って個人に行う行政サービスを制限するということは多くの自治体でも行っていることと思います。不妊治療の助成につきましても、県内で見ますと、先ほどお話に出ました宇都宮市以外、25市町のうち24の市町で条件となっております。そのため、上三川町におきましても、現在の条件をつけるということで今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、どこの市町村、全自治体でも少子高齢化、あるいは人口減少というものが問題にされています。私は、税の公平性ということで町長が言いましたけども、ほかの助成金、補助金については税の公平性を欠きながら滞納要件をうたってなく補助しているということで、これは公平、平等の原則から外れるんじゃないかと思うんですけども、町長、このようなところをどう思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 補助金等は全て町民の皆様からいただいた税金を充当させていただいております。

す観点から、今までの補助金等で多少のばらつきがあるというふうなことは理解しておりますので、統一的な基準のもとに検討するように今、指示をして検討を始めたところでございます。納税をしていた方、そうでない方の不公平という差がなくなるような検討を今、進めているところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まさしく、補助金の交付に当たっては、税の滞納要件があるもの、ないものがバラバラになって、基準というものがどこにも見当たらないというふうに思っています。そうした中で、私が思うのは、少子高齢化で子どもが生まれない状況で、その治療を行いたいというふうな方の不妊治療は税金の滞納要件が載っていますよ。そして、それを自費で不妊治療して、妊婦が妊娠して妊産婦医療費に対しては町が助成しますよ、滞納要件なく助成しますよ。子どもが生まれて、子どもをベビーカーに乗せようとするときには、チャイルドシートは助成しますよ、滞納要件は要しませんよ。第3子目以降の赤ちゃんが生まれた場合には、3人目の子どもが20万、4人目も20万ということになりますけども、高額な金額です。この赤ちゃん誕生祝金についても滞納要件が付されていない、チャイルドシートにも付されていない。こうした中で、不妊治療についても、子どもが産めなくちゃ出生率が低下するんですから、妊娠して治療を受ける場合には補助金を出しますよ、チャイルドシートを購入するときも補助金を出しますよ、税の滞納要件はないですよ、第3人目の子どもが生まれた場合には20万円、祝金として出しますよ、滞納に関係なく出しますよ。だったら、産むための治療費、これに対しても滞納要件を外すということが1つの流れ、筋だと思んですけども、町長、その辺のところをどう思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど申し上げましたように、個々の補助金の項目についての言及は差し控えさせていただきますが、全ての、先ほど議員が申し上げましたとおり、104項目あるということですが、その補助金の中で、税の負担の公平性の確保というところに重きを置いて統一的な見解を今、検討させておりますので、そういったことで、早いうちに結論を出していきたいというふうに思っています。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まあ、あの、栃木県の中で上三川の自治体が一番平均年齢の若い町だということで自負しながらも、この間の福祉まつりの町長の挨拶の中では、年々、年齢が上がっているというふうなことでした。そうした平均年齢の若いのを維持するためにも、出生率というものが一番大きな問題だと思います。これを向上させるために、税の滞納要件で、私、お話ししましたけども、私が考える税の滞納要件については、少なくとも、教育費、福祉事業に関する補助制度、助成制度、扶助制度については、こういった大きな出生率が低下する、高齢化しているというふうな世の中の状況なものですから、ぜひとも、この不妊治療についての滞納要件も、宇都宮と同じように、あるいは所得制限をすとか、あるいは、滞納があった場合に補助金を減額する場合がありますよといった程度の要件にして、前向きに考えていただければいいなと思います。

そうすることによって、上三川町に移住して不妊治療を受ければ、税の滞納に関係なく助成が受けられるんだよというふうなことになって、定住人口の増加にもつながるんじゃないかなというふうに考えていますので、町長、その辺のところは前向きに考えてもらいたいと思います。ほかの市町村が納税要

件をつけているから町もつけるんだというんじゃないくて、上三川町はついていないんだよというふうに、みんなに喜ばれるような制度にしてもらいたいなというふうに思います。

それで、全国的にこの補助制度、いわゆる不妊治療の制度についてちょっと調べてみましたが、今、最近出てきた言葉で「消滅都市」というふうに叫ばれている都市があります。1つには、島根県が挙がるかと思うんですけども、島根県の川本町不妊治療費助成制度について、これについては税の滞納要件はうたってありません。財政の厳しいながらもうたっていないということで、人口減少に危機感を持っているんじゃないかと、だからこういうふうな制度にしているんじゃないかというふうに推察します。

それと、津和野町一般不妊治療助成制度について、この津和野町についても、やっぱり危機感を持っているということで、そういった助成要件は外して、より多く不妊治療を受けやすいために、津和野町に移住してくるというふうな人を求めてやっているんじゃないかと思います。

それと、島根県の浜田市、特定不妊治療の助成について、これらについて助成対象者ということで4項目ほどありますが、町税の滞納要件はうたっておりません。

それと雲南市というところなんですけども、ここについても不妊治療の税の滞納要件はうたっておりません。多分、人口減少に伴う危機感を抱いて、こういった、住みよい、暮らしよい、市町をつくろうということで必死にこういった政策を打ち出しているんじゃないかなというふうに感じております。

そこで、上三川町の税の滞納要件ということで補助金にはありますけども、滞納要件は、どのような滞納要件になっているのか。例えば、申請時に補助金が、滞納があると申請できませんよというふうになっているのか、過去に滞納をいっぱいして、今は善良な納税者だけでも、過去に滞納があったから申請してもだめですよというふうな申請時の審査になっているのか、その辺の滞納の件についてお願いいたします。健康課長、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問でございます。不妊治療費の助成の件と思いますが、町税等を滞納していない方、こちらの条件としましては、治療を受ける方の滞納がないということが条件となっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 例えば、12月1日に申請しましたよと、しかし、9月までの税金については全部、納税していましたと、ところが、9月以降、ちょっと不慮の事故に遭って収入が思わしくない、しかし不妊治療を受けたいんだということで、この9月までは善良な納税者、9月以降の税金については不慮の事故で収入がなく滞納になっちゃっているというふうな状況下の申請者に対してはどう対応する考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのような状況、確かにございます、あるとは思われますが、現在のところの実施要綱では、そのような細かいところについては取り決めはございませんので、要綱どおり実施するというのであれば、先ほどの答弁のとおりとなります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この質問については、これで最後にしたいと思いますけども、今、少子高齢化で大きな社会問題になっていると。そうした中で、不妊治療については税の滞納要件を付しますよと。妊娠したのでは、税の滞納要件はうたわなく、治療費は出しますよと。子どもが生まれて、子どもを車に乗せるとき、チャイルドシートが必要になった場合には、それも滞納要件は関係なく助成しますよと。赤ちゃんが、3子目、4子目ができたときに20万円の祝金を出しますよと。この高額な祝金を出すのにも税の滞納要件は要件としませんよということでやっていますので、先ほども言いましたように、ほかの市町村はいずれにしろ、上三川町は不妊治療に税の滞納要件はないんだよというふうなことで、独自の政策を打ち出していってもらいたいと思います。

税の滞納要件について、補助金について今後、検討していくというふうな回答をいただきましたけども、教育行政と福祉行政については滞納要件を外すというふうなことを念頭に入れながら、今後、検討していかれたらばいいなということで切望いたします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 ちょっと発言をさせていただきます。私が先ほど統一的なという話をしたのは、そういった、先ほどの議員のお話ですと、他市町で滞納している人が上三川町に転入してきて、滞納していても補助金を出すということになれば、滞納している人だけが集まってきてしまうという、そういうふうなことも危惧をされますので、私が申し上げているのは、きちんと納税をしていただいている方にきちんと補助金を差上げると、そういうふうな形で統一をさせるというふうな話をしていますので、滞納している方には、生活困窮者にはその別なほうの補助要件とか救済要件がありますので、税については、税の負担の公平性ということで、滞納者じゃなくて、納税している方に補助金を差上げると、そういうふうな形で統一していくということで、今、検討しているところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 いずれにしても、私が上三川町の104項目の補助金、助成金、扶助費等を検討したときに、どこに基準を置いて、どういうふうに滞納要件を付しているのか、全然見当たらなかったということです。そして、私が思うのは、補助金の条例というのは、各課でおのおのつくっています。ほかの市町村の条例等も参考にしながらおのおのつくっているかと思うんですけども、それを全体的に掌握する総務課の自治行政係は、条例が各課から上がってきたときに、文字1行あける、1文字あける、点がない、点を付する、こういったところだけ審査するんじゃなくて、補助金条例が上がってきたときには、ほかの補助金条例との均衡はとれているのかどうかということの考慮が今までなかったんじゃないかと思います。この辺のところを考慮しながら、今後、検討していかれたらば、こういうふうなことはなくなるんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、2点目でございますが、本町の職員採用の応募要件について。現在の上三川町職員採用試験の応募要件のうち、なぜ学歴要件を付しているのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

平成30年4月採用予定の職員採用試験を、7月に募集を開始し、10月の3次試験まで実施いたしました。この募集要項の中で、募集した全職種とも受験資格を「高等学校卒業または同等以上の学力を有する者」と定めております。

1次試験では教養試験を実施しており、公務員試験初級の問題を使用しております。公務員試験初級の難易度が高等学校卒業程度であり、公務遂行上、同程度の能力が必要であると判断することから、受験資格を高等学校卒業または同等以上の学力を有する者と定めておりました。

9月議会以後、公平性の観点から内部で検討させた結果、教養試験の結果により、能力の有無を判断することから、次年度以降、学歴要件を削除することといたしました。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が9月議会のときに、上三川町の職員採用の概要についてということで質問して、その学歴要件についてお話しさせていただきました。その後、そのような検討をして、今回に、今、町長の答弁になったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、9月議会の町長の答弁のとおり、町長から指示を受けましたので、公平性の観点から、教養試験、試験自体を行いますので学歴要件の記載は必要ないということで、内部で検討した結果、このようになりました。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それは9月議会以降、そういった検討をしたということはわかりますけれども、私のした一般質問の後、そういうふうな検討をしていただいたということでよろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 応募要項等は毎年、検討しておりますが、この件に関しましては、指摘のとおり、検討いたしました。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ありがとうございます。ちょっと調べさせていただいたんですけども、地方公務員法、職員に適用される基準、平等取扱の原則第13条、「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第16条5号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない」というふうになっております。16条とは何かというと、禁治産者、あるいは準禁治産者、あるいは、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党等の他の団体を結成し、またはこれに加入した者ということで、反社会的行為をした者、これは省かれますよということで、公務員試験は、公共の職場であり、誰でも入りたいということで、それを学歴要件で排除するということは、まさしく、この平等に取り扱われなければならないという、「平等取扱の原則」に反しているんじゃないかなというふうに常々思っていました。

それで、いい答えはもらったんですけども、私、9月議会の一般質問をした後に、各市町村の職員採

用試験の要件をそれぞれ調べさせていただきました。まず、下野市に行きましたらば、下野市は、どういふわけか「高校卒業以上」ということで明記してあったんです。下野市へ行きまして、「高校卒業以上に何かこだわりがあったんですか」といふふうに言ったらば、「いや、これは合併当時に決めたまま、そのままになっているんです」といふふうに向こうで話しました。そのとき私は、「国家公務員の一般職は年齢要件のみですよ、栃木県の職員採用も年齢要件のみですよ、宇都宮市の職員も年齢要件のみですよ、足利市もそうですよ、栃木市もそうですよ、小山市もそうですよ、鹿沼も日光もさくら市もそうですよ」といふようなことで話しましたらば、「来年の採用時点では検討させていただきます」といふふうに話してもらいました。

また、那珂川町の職員採用の案内を見ますと、平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方、高等学校卒業又は同程度の学力を有する方ということを書いてあったものですから、「これをどう理解していいんですか、中学校卒業の学歴でも年齢要件に達していれば受験できるんですか」といふふうに話しましたらば、「それは大丈夫です」といふことですから答えしてもらいました。その後、高根沢町に電話しましたらば、高根沢町も、生まれた年齢要件と「高等学校卒業程度の学力を有する方」といふようなことで書いてあったので、その旨を電話で話して聞いたらば、「はい、中卒では、年齢要件に合っても受験できません」といふような答えだったんです。

そこで、私が、先ほど言ったように、国家公務員、栃木県、宇都宮市、足利、小山、日光、鹿沼、さくら、壬生町もそうですね、そういうことをお話ししたらば、「検討させてください」といふことで、午前中の電話で午後、返事が返ってきたらば、「中学校卒業でも年齢要件に達していれば大丈夫ですよ」といふ答えが返ってきました。

上三川町もそういうふうにと検討し直してくれたといふことで、いい方向に向いているんじゃないかなと思います。

質問といふんじゃないで、ちょっと私も職員採用についていろいろお話ししてみたかったですけれども、宇都宮市については、職員採用といふことで市長のメッセージがあり、採用の基本要件を書いてあり、「能力主義、試験区分は年齢のみです、学歴などは一切問いません」といふことで明記してあるんです。「人事制度は、採用後の実績や能力の伸びを重視します」といふような明記をしているんです。こういうふうな明記をしてくれれば、どんどん人が集まって応募者が増えてくるんじゃないかと思えます。それと、応募要項の中で、先輩からのメッセージといふことで顔写真を入れながら、私はこういう仕事をして、こういった職場に対して生きがいを感じていますといふような前向きな先輩からのメッセージが掲載されています。

壬生町もそうなんですけども、やっぱり壬生町も先輩からのメッセージなどといふことで、顔写真を入れながら、そして最後のページに町長のメッセージ、「一緒に仕事をやりましょう」といふふうなコメントが載っています。このような職員募集の採用パンフレットも次年度は検討してみたいかかなと思いますけども、どのように思えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私、個別の各市町村の募集要項等を詳細に見たことはないんですが、そのような参考になることが載っているといふことであれば、今後、参考にさせていただきたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 やっぱり、例えば、スーパーの売り込みチラシでも、いろいろ工夫して新聞折り込みに載せているようです。やはり、いい人材を探すためには、上三川町はこうですよ、上三川町の職員の職場の雰囲気はこうですよ、それは先輩のメッセージからこう受け取れるでしょうというふうに、そういった、みんなが興味を持って見て応募してくれるような職員採用パンフレットを、ぜひとも検討していただきたいと思います。

時間はまだありますけども、私の質問はこれで終了させていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時55分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・高橋正明君の発言を許します。7番、高橋正明君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 それでは、通告書のとおり質問いたします。

1、地元企業育成について。

(1) 上三川町の財政運営において、本町唯一の大企業であります日産自動車株式会社の動向は最も重要と考えますが、町長のお考えをお聞きします。

(2) 地元企業の育成と販売促進のため、町民が日産車を購入するときに、新車、全ての車種に対し町の補助金を交付する考えはあるか、お聞きします。以上2点についてご答弁をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

日産自動車株式会社におかれましては、昭和43年の栃木工場の創業以来、本町の税収を支えていた面のみにとどまらず、町民の雇用の場の創出、町各種事業へのご協力など、さまざまな面で多大なる貢献をいただいております。本町にとりまして特別な企業でございます。また、その景気の動向につきましては、企業単体のみならず、関連企業のほか、町全体の経済活動に波及することから、その影響は非常に大きいものと認識しております。

さて、本町の歳入予算に占める町税全体の割合は半数を超えており、特に町民税の税収は景気の動向による影響を大きく受けることから、本町の財政の特性として、年度間の収入額の差が大きくなりやすいということがございます。

これまで本町では、年度間の歳入歳出の変動に対応するため、財政調整基金、町債管理基金等の基金を活用することにより、年度間の平準化を図りながら財政運営を行ってきたところでございます。今後

も、景気の変動に対応できるよう、中長期的な視点を持ち、将来にわたり持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

日産自動車の購入補助につきましては、世界的な金融危機リーマン・ショックの影響による急激な円高と需要の低下で、輸出製造業、主に自動車、鉄鋼、電機産業において大きく業績が悪化したことから、日産自動車及び町内関連企業の生産の拡大、雇用の安定、加えて、そのことによる町の経済の活性化と振興を目的として、平成21年度に上三川町日産自動車新車購入費助成金の交付を実施したことがあります。

しかし、現在におきましては、日本最大手の企業信用調査会社によると、国内景気は4カ月連続で改善し、今後も個人消費の回復など、内需の好調を受ける形で回復傾向が続くと見込んでおりますことから、購入補助に関しましては、現在のところは考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 それでは、再質問させていただきます。

まず、(1)について再質問をいたします。昭和43年に日産自動車株式会社が操業開始したわけがあります。当時の上三川町の人口は1万7,200人弱、そして予算規模は、一般会計であります。2億2,650万円でありました。平成29年10月にあつては、人口3万1,348人、予算額は一般会計で100億を超え、特別会計を含めると176億3,700万円と大きく膨れ上がっておるわけがあります。上三川町の発展は日産の景気の動向に全てがかかっているのであります。それは誰もが認めるところであります。

そこで質問であります。日産自動車株式会社が町の行事や催事に対し、何らかの形でかかわっていると思います。どんなものがありますか。これは担当課の課長でよろしいです。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 それでは、産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

日産自動車からは、各種事業やイベントの展開に対する協力金、あるいは、事業を実施する際の会場等の提供というような形で、さまざまな形で協力をいただいているような状況でございます。そうした中で、産業振興課に関係いたしますところでは、協賛ということでは、PRのために作成しておりますかんばん小袋の袋を作成する際に協力金をいただいているというような状況でございます。

また、会場の提供ということでは、先ごろ開催しました企業間交流会、これにおきまして、会場としてゲストホールを利用させていただいたというような状況でございます。

また、栃木県で技能五輪が開催されまして、本町においても会場となったところですが、その一部として日産の体育館を使用させていただいたというような状況でございます。さらには、サンフラワー祭りを開催する際に、駐車場についても協力をいただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 私ども生涯学習課のほうでは、町のスポーツイベントとしまして、N

ISSANしらさぎマラソン大会、NISSANしらさぎ駅伝競走大会など、日産自動車株式会社の社名を冠にしたスポーツ大会を開催させていただいているところがございます。各大会ともゼッケン等のご協力をいただいたり、NISSANしらさぎマラソン大会においては、テストコースを走らせていただくという多大なるご協力をいただいているところがございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいま産業振興課長並びに生涯学習課長が申し上げたとおり、上三川町、また商工会もですが、日産からの協力は大変なものがあるわけですね。こういう、日産自動車あって上三川町があると言っても過言でないような状態であります。そういう協力のほかに、税収のほうを考えると、先ほど町長が申されましたとおり、町税の約半数が日産からだというようなお話がありました。こういうことを考えますと、私は、上三川町としても日産自動車に恩返しというか、そういう形でいいのか、それはわかりませんが、とにかく日産車がうんと売ってくれば上三川町も潤うということを考えますと、これは町も日産自動車を自然と応援せざるを得ないんじゃないかと、私は考えるわけでございます。

これから1月に始まる賀詞交換会にあっても、日産自動車の施設であるゲストホールなんかもお借りしてやるわけです。本来であれば、町がそういう施設を用意しておくのが本当だと私は思うのですが、しかし、それもなかなか難しいことでありまして、今ある日産の施設であるゲストホールをお借りしているというところでございます。

先ほどの答弁にもありましたが、この間やりましたNISSANしらさぎマラソン、これも、まるっきりもう日産の施設の中を走っているわけでありまして、上三川の町道を走っているわけではなくて、日産のコースの中を走らせてもらっているということを考えますと、ほんとうに日産と上三川町は一心同体、車の両輪のごとくということがぴったりだと思えますよね。そういうところから考えまして、私は、上三川町の町民にもっともっと多くの日産車に乗ってもらいたいと考える一人であるわけでございます。日産自動車株式会社、日産関連企業も、そして地元中小企業、商店会もみんな元気になってもらいたい、そう思うものでございます。

2008年にアメリカ合衆国の投資銀行でありますリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻し、これに端を発して連鎖的に世界的金融危機が発生した事象、いわゆるリーマン・ショックであります。先ほども町長が述べられたとおり、当時の猪瀬町長は、今の日産は非常事態ということで、これまでの恩返しだということで、日産自動車と地元関連企業を支援すると決意したわけでありまして、そして、上限20万円として、購入価格の10%、そういう日産に対する支援をしたわけでございます。

2009年当時、日産はリーマン・ショックの影響を受けて、約1,800億円の営業赤字に転落する見込みであったなど、きわめて厳しい経営環境に直面していたわけでありまして、猪瀬町長の判断は、私はほんとうに正しい判断であったなと思っています。

それで、町は、日産車の新車を購入した町民に対し、当時は20万円を限度にして車両価格の10%を助成したわけでありまして、私は、先ほど申したとおり、日産自動車に上三川町はこれほど何かと心配をかけ、お世話になっているわけでありまして、上三川町の町内を走る、また、例えば、上三川町

の役場の駐車場あたりに置いてある車は、もっともっと日産車を増やしてもいいのではないかというようなことを、私は常に考えているんですが、しかし、車の購入は個人が金を出して買っているものだから強要はできません。しかし、強要はできませんけども、どうだろうという、日産車に乗るように促すことはできます。それは、その仕事は誰がやるかという、その仕事を上三川の町にやってほしいと、私は思うんです。

そんなわけで、私はそこで考えたんですが、新車に限るわけですが、日産車を購入した場合に5万円相当の地域共通券を発行してもらったらどうか。そうすれば、日産車購入を促すこともできますが、またその反面、上三川の地域の商工業、商店会、そういったところの活性化にも貢献することができるのではないかと。私はいくらでも考えますが、先ほど町長はまだ考えていないというお話でありましたが、いかがでしょう、少し考えていただけませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 まず、議員の質問にお答えする前に、先ほど、最初の答弁で、私は、本町の歳入予算に占める町税全体の割合は半数を超えているというふうに申し上げましたが、その町税の部分を半数を日産自動車からいただいている、そういうふうなことではなくて、歳入全体の中で町からの町税が半分を超えていると、そういうふうなことを申し上げましたので、そこは確認をお願いしたいと思います。

質問にお答えさせていただきます。確かに、上三川町はこれまで、来年度で、日産自動車がこの上三川町に進出していただいてちょうど50年を迎えるわけです。その50年の中で、かなり我々は町民として日産自動車とともに歩んできた事実がございます。しかし、今、議員の補助金を含めたご提案でございますが、財政的にも非常に厳しい中で、お気持ちはよくわかるんですが、今それにお応えできるような状況ではないと考えております。ただ、町を挙げて日産車の販売促進、拡販、こういったところに、イベントを通じて、また、町がそういうことを発信する、そういったことは可能かと思えます。そういったことが可能か検討しながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 これ、芳賀町では、額は少ないんですが、補助金3万円、もしくは地域振興券を発行して、それも3万円相当ということで、現在実施していますよね。岡山県の総社市かな、あそこだと、あそこは三菱自動車ですね、電気自動車を購入した市民には、1台当たり10万円という、そういった補助金を出しています。だから、財政的になかなか逼迫しているのは私も一応、今の立場でおりますのでわかります。しかし、検討する余地はあるのではないかと私、考えるんですよね。ですから、そういう意味において、どうかこの上三川町もこれから先、健全な財政も必要だし、日産自動車にも元気になるもらわないといけないし、そういうことを考えたときには、どうか、ひとつ前向きに検討してほしいというふうに私は思うんですが、町長、まだだめでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 再度のお答えになりますが、今現在、助成金という形での助成、そういった支援は考えてはございませんが、しかし、イベントなどを通じて日産自動車のPRをする場、また販売促進、これに取り組む協力等は検討してまいりたいというふうに思っています。今後も日産自動車と上三川町

がともに協力し合いながら、この町の発展になるようさまざまな面から検討は加えていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 町長の性格で、日産自動車とうまくやっているところは私もよく一緒の姿を見ていてわかります。そんなわけで、私が今、申し上げたようなことは町長も十二分にわかっているんだと思います。そういうところに期待いたしまして、私はまだこれで終わるわけではありませんから、もっともって町長とそういうことでお話ができるんだと思っていますので、楽しみにしています。どうか、前向きな姿勢をひとつ、持っていただきたい、そう希望しまして1番の地元企業育成については終わりにしたいと思います。

それでは、2番の道路管理について、入ります。町道から民地に小型車両が乗り入れる場合の側溝の管理と指導。

(2) 町道から民地に大型車両を乗り入れる場合の側溝の管理と指導はどうなっているか、ご答弁をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問の1点目、2点目とは関連しますので、あわせてお答えいたします。

町道から民地に乗り入れる場合の側溝については、道路法24条の規定に基づく工事施行承認申請によりまして、道路管理者の承諾を受けなければならないこととなっております。工事施行承認申請におきましては、承認工事基準に基づき、乗り入れする車両により、既設側溝の補強や高強度側溝への布設がえなどの指導を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 今、課長が述べられたことは、それが指導しなくてはならない要項ですよ。でも、これが実際に、じゃあそれができているかということ、いかがでしょう、課長。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 指導は徹底されているかというふうなご質問でございます。先ほど登壇で答弁しましたとおり、工事施行承認申請に基づく工事に関しましての乗り入れ箇所については、その都度、完了検査等、職員が立ち会いまして、きちっと申請に基づく補強をした側溝等の工事がなされているということで確認はしているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 問題は、申請をされなくて、いわば勝手に乗入口にして出入りしているところが問題なんですよ、課長。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいま議員のご指摘のとおり、申請は行わずに側溝から乗り入れし

ている箇所については、当然、町内にたくさんございます。参考までに申し上げますと、現在の町道の延長は約433キロでございます。そのうち側溝が布設されていまして、ふたがある側溝の実延長としましては、約185キロメートルにもなります。その側溝の全てが乗り入れとして使われているか、使われていないかというふうなことを含めた全ての把握というふうなものは、現在、できていないというふうな状況でございます。先ほどご指摘のあったように、そういうところがあるんじゃないかということにつきましては、道路管理する上においても問題であるというふうな認識を持っているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 一般家庭で、その側溝を利用して出入口に使用するということに関しては、そのまま使っても、それほどその側溝とか舗装には負担はかからないわけですよ。しかし、問題は、大型車両を何台も抱えて、なおかつ、その申請もしなくて、側溝のどこからでも出入りする、例えば、20メートルあれば、20メートル、どこからでも出入りする、そういうような事業所というのが上三川に何か所か見受けられるわけです。それも、大型車両でも何十トンという、50トン近い、そういう荷物を載せて、普通の道路幅6メートルに満たないようなところにつくる側溝に、それを何の補強もなしで乗り入れしているというところが、何か所か見受けられます。場所は私は特定しません。そんなことで、その側溝は、もう陥没して、舗装もビリビリに割れています。そういうところは、やはり、監督官庁でもありますので、どうか、その住民に対しては、やっぱり、町ではこういうふうにしてやってもらわないと困るんだよと、そういう話はしていかなければいけないと思うんですが、そのようなことは今までありましたか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 今、議員がご指摘のとおり、そのような大型車で乗り入れている箇所が数カ所あることは私どもも、そういうふうな日常の道路管理の中で確認しているところでございます。今後につきましては、そのように大型車両の乗り入れで側溝が著しく破損するなどして、交通上、支障が出てきている、危ないというふうなところについては、使用者に対しまして、工事施行承認申請を提出していただき、その申請の中で側溝の補強や布設がえなどの指導を行っていきたいというふうには考えているところでございますが、しかし、一方、承認工事というものは、使用者の費用負担で行う工事であるということもありまして、その側溝の布設がえ等には当然、多額の必要を個人としてかかるというふうなこともございますので、指導に当たりましては、現状や使用状況などをよく把握するとともに、利用者との協議をする中で、十分に慎重に進めていきたいというふうな考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいまの課長の答弁を伺っていて、ほんとうに課長も相当心苦しいところがあるんだなということが読み取れるところがあります。確かに、そのまま使用させてもらえば金が一銭もかからないでいいわけですから、利用者にとっては、使用するほうにとってはいいんです。しかし、一方、その工事に多大な金をつぎ込んでいる上三川町としては、それじゃ困るわけですよ。まして、

それは町民の税金でやっているわけですから、だから、非常にそういうところで、そういう人たちに指導するのは大変な勇気と努力が要ると思うんです。しかし、これも一度にはなかなか改善はできませんけども、おれは今まで何十年かやっているけども一度もそんな指導はされないよということでは困るんで、そのあたりをよくお考えの上、徐々にでもいいですよ、やっぱり、あなたのところは、これはほんとうはこういうふうにしてもらわなくちゃいけないですよということを本人に伝えてやるのも、私は親切の一つだと思います。そんなところを、ぜひ今後考慮していただきまして、町の財産であります道路を少しでも長持ちさせることができるよう、ぜひ、指導していただきたいと思います。この件についてはこれで終わります。

以上で私の質問を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番・高橋正明君の質問が終わりました。

○議長【津野田重一君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日7日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後2時31分 延会